

歯科医師臨床研修制度について

歯科医師臨床研修の概要について

令和6年度医道審議会歯科医師分科会

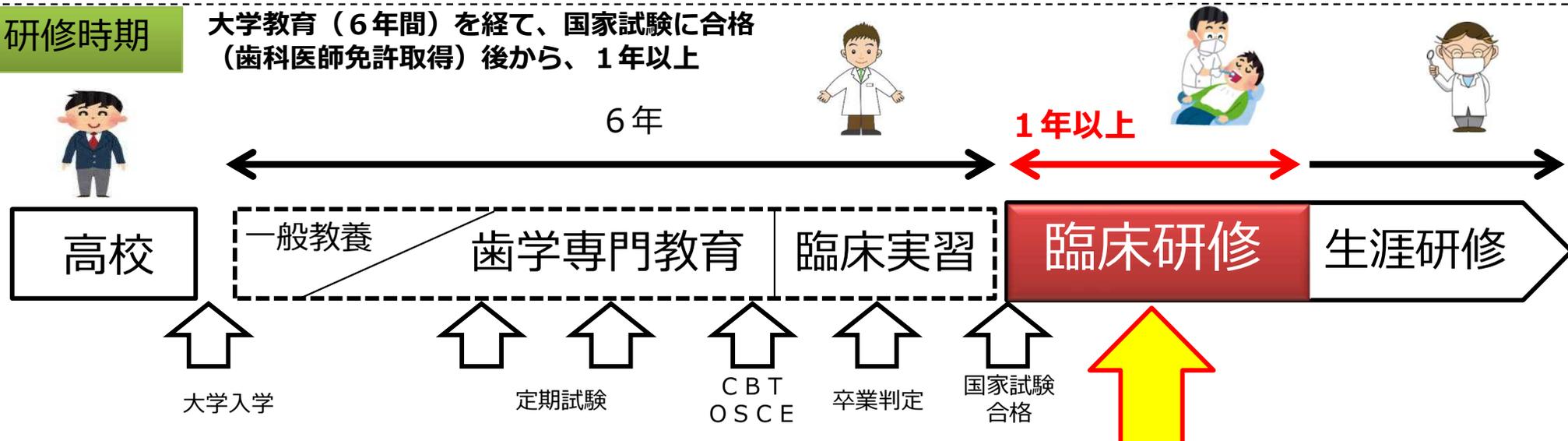
参考資料

歯科医師臨床研修部会(第2回)

歯科医師臨床研修制度は、医師臨床研修の必修化から2年後の**平成18年度**より、従来の努力義務から必修化する形で導入された。必修化に伴い、**診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、臨床研修を受けなければならない**とされており、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録することとされている。(歯科医師法第16条の二・四)

研修時期

大学教育(6年間)を経て、国家試験に合格(歯科医師免許取得)後から、1年以上



研修体制

研修歯科医は、指導歯科医等の指導の下、選択した研修プログラム(臨床研修の目標等)に沿った研修を行う。

研修管理委員会は、研修実施期間や到達目標、臨床歯科医としての適正を評価し、修了認定を行う。

研修場所

大学病院(歯科・医科)

厚生労働大臣が指定する病院又は(歯科)診療所

〈参考：令和5年度〉

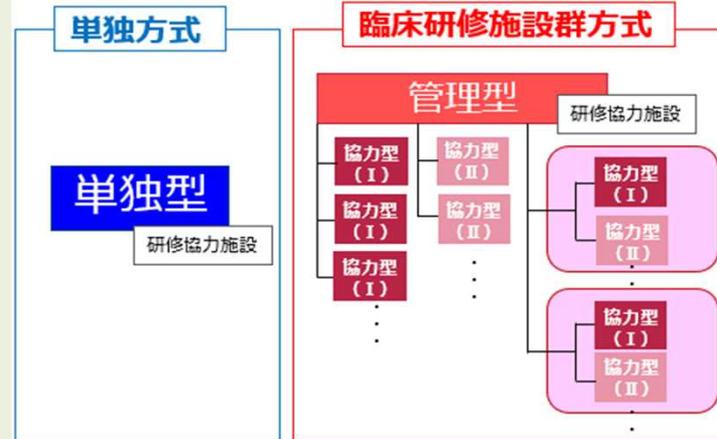
研修歯科医の募集数：3422名 国家試験合格者数：2060名

臨床研修施設数(大学病院を含む)：2,947施設

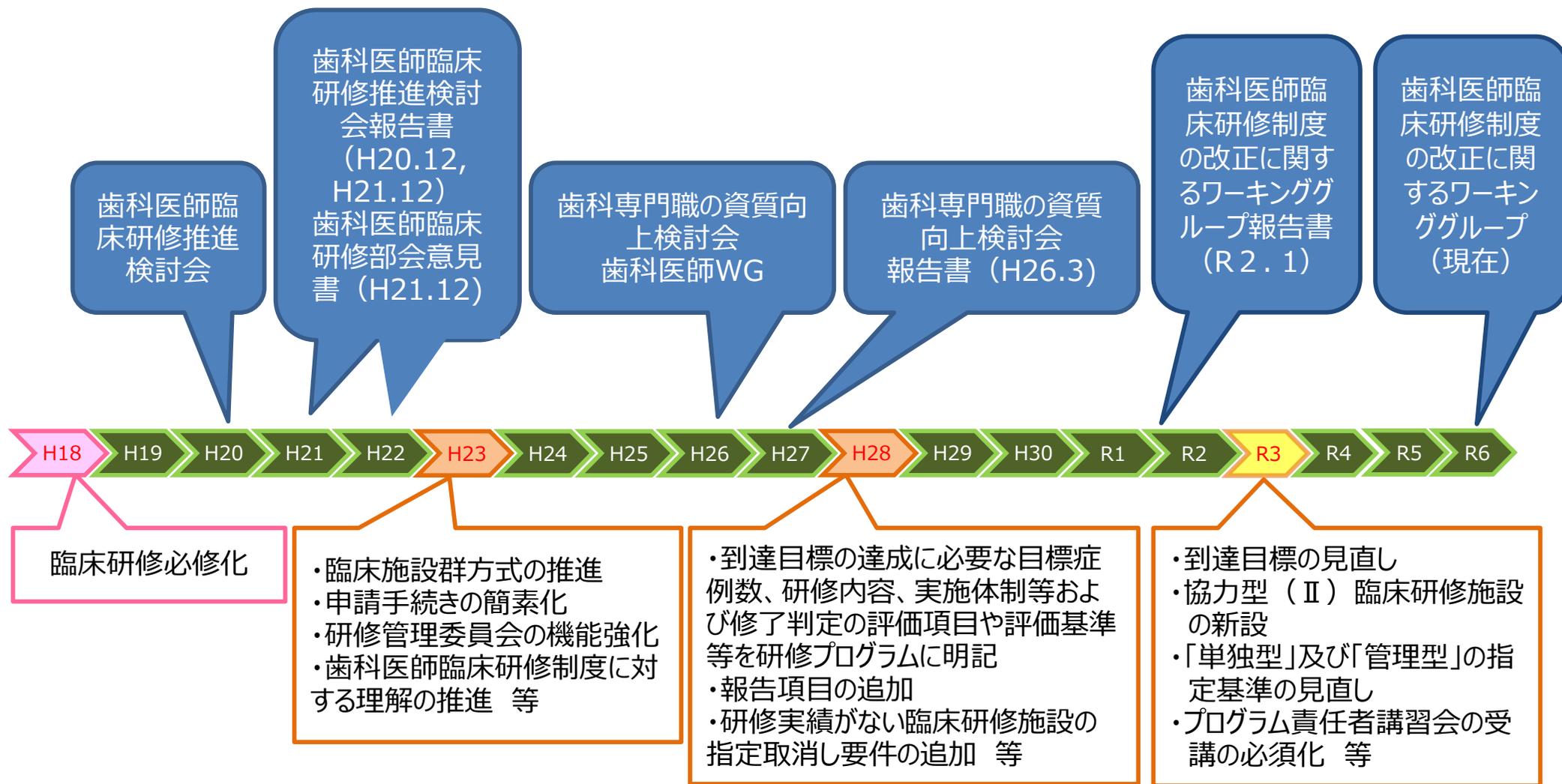
(歯科保健課調べ)

研修方式

単独方式と臨床研修施設群方式があり、臨床研修施設群方式では複数の臨床研修施設と協同で研修を行う。



- 歯科医師臨床研修制度は平成18年度に必修化され、省令に基づき5年以内に所要の検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。



歯科医師臨床研修制度のこれまでの主な改正内容

	平成23年度改正	平成28年度改正	令和3年度改正
研修内容について		<ul style="list-style-type: none"> ● 研修プログラムの記載事項の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 到達目標の達成に必要な症例数と研修内容等 ・ 修了判定の評価を行う項目と基準 	<ul style="list-style-type: none"> ● 到達目標の全面見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 「プロフェッショナリズム」と「チーム医療」の追加 ・ 構成の変更 ・ 「必須」項目と「選択」項目の追加
臨床研修施設について	<ul style="list-style-type: none"> ● 連携型臨床研修施設の新設 (平成22年度までは、単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設(+研修協力施設)の区分で実施) ・ 臨床施設群方式の推進(グループ化の推進) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨床研修施設の指定取消し要件の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上研修歯科医の受入がないとき ・ 協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力型(Ⅱ)臨床研修施設の新設 ● 「単独型」及び「管理型」の指定基準の見直し ● 3年以上研修歯科医の受入れがない臨床研修施設の取扱いの明確化 ● 臨床研修施設の指定基準(人員要件)の取扱いの明確化
研修指導体制について	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修管理委員会の機能強化(指導を行う歯科医師等への研修会開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修プログラムの評価項目の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修歯科医の指導体制 ・ 研修歯科医が経験した平均症例数 ・ 予め設定した症例数を達成した研修歯科医の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ● プログラム責任者講習会の受講の必須化 ● 大学病院の指導歯科医の指導歯科医講習会受講の必須化 ● 指導歯科医の更新制
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨床研修施設の指定・年次報告等の申請の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修歯科医から臨床研修の中断を申し出る理由の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修期間中の研究、留学等の多様なキャリア形成を行うこと (平成27年度までは妊娠、出産、育児、傷病等の理由のみ) ※再開の際には、同じ臨床研修施設の研修プログラムを選択可能とした 	<ul style="list-style-type: none"> ● マッチ後の異動に関する特例の取扱いの明確化

歯科医師の卒前教育、卒後研修に関する直近の見直し時期

○ 歯科医師臨床研修の直近の見直しは令和元年度であるが、卒前教育のモデル・コア・カリキュラムは令和2年度、歯科医師国家試験の出題基準は令和3年度である。

	位置づけ 又は実施根拠	検討を行う場	近年の 改訂・改正年度	
↑ 卒前 ↓	歯学教育 モデル・コア・ カリキュラム	「モデル・コア・カリキュラム改訂 に関する専門研究委員会」 「モデル・コア・カリキュラム改訂 に関する連絡調整委員会」 (文部科学省)	H28 (H30)	R2 (R4)
	CBT・ OSCE	医道審議会 歯科医師分科会 歯学生共用試験部会 (厚生労働省)	モデル・コア・カリ キュラムの改訂に合 わせて随時改訂	
	歯科医師国家試 験	医道審議会 歯科医師分科会 歯科医師国家試験制度改善検討 部会 (厚生労働省)	H28 (H30)	R3 (R5)
↑ 卒後 ↓	歯科医師臨床研 修	医道審議会 歯科医師分科会 歯科医師臨床研修検討部会 (厚生労働省)	H26 (H28)	R1 (R3)

※()内は施行年度

歯科医師臨床研修の到達目標の構成

(厚生労働省医政局長通知 令和3年 医政発0331第75号)

A. 歯科医師としての基本的価値観 (プロフェッショナリズム)

- 1 社会的使命と公衆衛生への寄与
- 2 利他的な態度
- 3 人間性の尊重
- 4 自らを高める姿勢

B. 資質・能力

- 1 医学・医療における倫理性
- 2 歯科医療の質と安全の管理
- 3 医学知識と問題対応能力
- 4 診療技能と患者ケア
- 5 コミュニケーション能力
- 6 チーム医療の実践
- 7 社会における歯科医療の実践
- 8 科学的探究
- 9 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

C. 基本的診療業務

- 1 基本的診療能力等
 - (1)基本的診察・検査・診断・診療計画
 - (2)基本的臨床技能等
 - (3)患者管理
 - (4)患者の状態に応じた歯科医療の提供
- 2 歯科医療に関連する連携と制度の理解等
 - (1)歯科専門職間の連携
 - (2)多職種連携、地域医療
 - (3)地域保健
 - (4)歯科医療提供に関連する制度の理解